平成２３年（フ）第５４３号
千葉県松戸市南花島252番地の７　第８泉マンション306号
債務者　佐々木清篤
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４４号
千葉県松戸市南花島252番地の７　第８泉マンション306号
債務者　佐々木千鶴子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５４号
千葉県野田市木間ケ瀬2587番地
債務者　荒井　洋二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山４丁目13番48号　アムールみどりⅡ203
債務者　青木　　健
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０４号
千葉県松戸市金ケ作202番地の72
債務者　照山　義信
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０５号
千葉県松戸市金ケ作202番地の72
債務者　照山　裕美
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０７号
千葉県野田市野田791番地の５
債務者　稲葉　隆正
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１１号
千葉県松戸市稔台１丁目40番地の７　テラスジョイ105号
債務者　前田　隆子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３０号
千葉県我孫子市天王台１丁目１番25―601号
債務者　中田　圭介
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３１号
千葉県我孫子市並木８丁目12番６号
債務者　菊池　一樹
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６３５号
千葉県松戸市五香７丁目10番地の23　グラシューK201号
債務者　真崎奈緒美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９号
山口県岩国市南岩国町２丁目83番８―101号
債務者　植田　孝宏
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６０号
山口県岩国市南岩国町２丁目83番８―101号
債務者　植田　年子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第７９号
山口県岩国市多田１丁目108番地４サニーガーデンⅡ105号室、住民票上の住所山口県周南市大内町４番14―1406号
債務者　頃安　　透
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８５号
山口県岩国市尾津町２丁目２番15号
債務者　藤井　志信
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９２２号
神戸市兵庫区荒田町１丁目12番１号
債務者　前川商店こと　前川　裕之
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４１号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番１―907号、従前の住所神戸市須磨区高倉台４丁目２番３―1205号
債務者　小島冨美子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部